坂東市合併処理浄化槽設置費補助金申請について

坂東市では生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用の小型合併処理浄化槽（環境配慮型に限る）を新設するかたに対して補助金を交付しています。補助金は申請受付順で、予算の範囲内となります。

【補助対象】
- 坂東市内に、自ら居住する施設に補助対象浄化槽を設置する者で、既存の汚水処理未普及解消につながるもの。
- 専用住宅又は店舗併用住宅（住宅部分が総延床面積の２分の１以上）

【補助対象外】
- 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する者
- 住宅等(土地を含む。)を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの
- 販売目的で、合併処理浄化槽付き住宅を建築する者
- 公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業認可区域、農業集落排水事業採択区域及び近い将来公共下水道等の整備が見込まれる区域内の者。但し、農業集落排水事業認可区域内において農業集落排水事業に加入できない者は除く。
- 市税等を滞納している者
- 現在、合併処理浄化槽を使用している者。但し、下水道区域内において浄化槽を使用している集合住宅等からの転居の場合及び家族が増える等手狭になる事情のため、同居する子供が親から独立して同一市町村内に家屋を新築する場合は除く。

【補助金の額】

区分	人槽区分		補助金限度額
環境配慮型浄化槽	5人槽	延べ面積≦140㎡	294,000円
	7人槽	延べ面積＞140㎡	342,000円
	10人槽	2世帯で風呂台所2ヶ所	459,000円

※１単独処理浄化槽を撤去するときは、9万円を超えない範囲の金額を加算する。
※２単独処理浄化槽を撤去する場合で、既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する場合、加算する。（水回りのリフォームと併せて実施する場合も含む）。ただし、既設住宅等の建て替え時に合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去が必要となる場合は対象外となる。）　宅内配管工事費助成上限３０万円。

【補助金申請の流れ】

１．補助金の申請の手続きに入る前に、次の手続きが必要です。

浄化槽明細書（建築基準法）　又は　浄化槽設置届出書(浄化槽法)

２．補助金の申請の手続き

申請者

補助金交付申請書（様式第１号）

＜添付書類＞
- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書（確認済証／確認申請書1～5面／浄化槽明細書）の写し
- ②設置場所の案内図
- ③工事請負契約書及び工事請負金額の明細書の写し
- ④住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤国庫補助指針に基づく型式認定登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑥型式認定シートの写し
- ⑦小型合併処理浄化槽機能保証登録証
- ⑧既設の単独処理浄化槽から転換する場合は、現況の配置図、排水系統図及び写真、転換費用の明細書の写し
- ⑨宅内配管工事費の助成対象の場合は、現況の配置図、排水系統図及び写真、配管費用の明細書の写し
- ⑩その他市長が必要と認める書類
  - 放流処理を行う場合にあっては、法令に基づく道路又は水路等の占用許可証の写し
  - 敷地内処理を行う場合にあっては、敷地内処理に関する書類
  - 浄化槽法４２条に規定する浄化槽設備士免状の写し。ただし、昭和６２年以前に資格を取得した者にあっては特別講習会修了証書の写し

市

補助金交付決定通知書（様式第２号）
※書類の審査後、(既設の単独処理浄化槽から転換する場合は、現地を確認)申請者に通知。

申請者

変更承認申請書（様式第４号）
１．内容の変更　　２．事業の中止、廃止

申請者

実績報告書（様式第５号）　※3月１５日までに提出

＜添付書類＞
- ①浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（標準契約書）の写し
- ②浄化槽法第７条検査に係る検査手数料払込通知書等の写し
- ③工事施工状況写真（指定された写真）
- ④浄化槽施工チェックリスト
- ⑤領収書の写し　（※単独処理浄化槽撤去分も添付してください。）
- ⑥既設の単独処理浄化槽の処分に関する産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は最終処分場の発行する証明書及び撤去工事の作業工程を示す写真
- ⑦その他市長が必要と認める書類

補助金交付請求書（様式第７号）

市

補助金確定
※書類の審査後、現地を確認（完了検査）。

補助金の交付

※申請人の今お住まいの住所、処理方法（単独・合併等）によっても補助対象かどうか変わりますので確認をお願いします。